

お知らせ

記者発表資料

令和6年6月25日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、不正又は不誠実な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

雲南建設株式会社 島根県雲南市加茂町南加茂550-1

2. 指名停止措置期間

令和6年6月25日 ～ 令和6年7月24日 (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

雲南建設株式会社は、雲南市が発注した工事において、道路使用許可を得ず公道上において施工していたことから、道路交通法第77条第1項第1号、第119条第2項第7号及び第123条に違反するとして公訴を提起され、略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められ、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1ヵ月以上9ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約課長 稲崎 孝始 (内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐 廣田 貴久 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官 池尻 泰人 (内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐 小磯 政敏 (内線132)